

農政産業観光委員会会議録

日時 令和7年12月16日(火) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後1時46分

場所 委員会室棟 第3委員会室

委員出席者 委員長 流石 恭史
副委員長 中村 正仁
委員 水岸富美男 宮本 秀憲 久嶋 成美 伊藤 毅
清水喜美男 久保田松幸 佐野 弘仁

説明のため出席した者

農政部長 樋田 洋樹 農政部理事 功刀 徹 農政部次長 鈴木 豪
農政部技監 雨宮 真一 農政部技監 茂手木 知
農政総務課長 岩渕 基 担い手・農地対策課長 野呂瀬 仁
販売・輸出支援課長 柳澤 幸喜 農業技術課長 手塚 順一郎
果樹・6次産業振興課長 武井 森彦 畜産課長 相川 忠仁
食糧花き水産課長 對木 啓介 農村振興課長 佐々木 斉
耕地課長 原田 武

産業政策部長 有泉 清貴 産業政策部理事(次長事務取扱) 小林 洋一
知事政策補佐官(産業政策部理事兼職 次長事務取扱) 金子 哲也
産業政策課長 古屋 幸一 スタートアップ・経営支援課長 久保嶋 昌史
成長産業推進課長 小池 一尚 産業振興課長 山本 聡一郎
産業人材課長 大森 恵子

観光文化・スポーツ部長 小泉 嘉透 観光文化・スポーツ部次長 杉田 浩枝
スポーツ統括官(観光文化・スポーツ部次長) 安藤 明範
観光政策グループ観光政策推進監 二宮 智浩
観光振興グループ観光振興監 相川 和茂
観光地経営支援グループ観光地経営支援監 小林 宏行
南アルプス観光振興グループ南アルプス観光振興監 入倉 俊幸
富士山観光振興グループ富士山観光振興監 三枝 徹
文化振興・文化財課長 井筒 慎太郎 スポーツ振興課総括課長補佐 石原 竜
国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室長 熊谷 利彦

公営企業管理者 落合 直樹 企業局長 雨宮 学
企業局次長(企業局総務課長事務取扱) 柏原 隆仁 企業局技監 村松 修一
電気課長 槌屋 浩之 新エネルギーシステム推進課長 渡邊 憲明

議題 (付託案件)

第101号 山梨県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例
制定の件

第113号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第7号）第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、農政部関係、産業政策部関係、観光文化・スポーツ部関係、企業局関係の順に行うこととし、午前10時00分から午前10時38分まで農政部関係の審査を行い、休憩を挟み、午前10時53分から午前11時35分まで産業政策部関係の審査を行い、休憩を挟み、午後00時58分から午後1時29分まで観光文化・スポーツ部関係の審査を行い、休憩を挟み、午後1時43分から午後1時46分まで企業局関係の審査を行った。

主な質疑等 農政部関係

※第113号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第7号）第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

（「桃ソムリエ」認定・活用推進事業費について）

中村副委員長 課別説明書の農の2、「桃ソムリエ」認定・活用推進事業費について質問させていただきます。

9月の本会議で私から桃の振興について質問をさせていただきました。その際に知事から、今回の桃ソムリエ制度を全国に先駆けて行っていくという、非常に心強い答弁をいただきました。私を含め、地元の笛吹市の農業振興を行っている者としても、農業の発展に向けて取り組んでいただけることに感謝申し上げます。

まず初めに、桃ソムリエ制度の具体的な目的や背景についてお聞かせください。

柳澤販売・輸出支援課長 本県は、桃の生産量日本一を維持しており、時期ごとに個性豊かで異なる品種が生産、出荷されているところでございます。しかし、桃には多様な品種が存在するものの、外見の違いが少ないため、桃は桃と一くくりにされる傾向があり、消費者に品種ごとの違いや特徴が十分知られていないことがございます。このため、品種ごとの味や香り、食感などの個性や魅力を、丁寧かつ、分かりやすく伝える仕組みが必要であります。こうした課題を踏まえ、県では桃に関する専門的な知識を有する方を桃ソムリエとして認定し、品種ごとの特徴や魅力を消費者等に伝えていただくことで、桃の付加価値を高め、販路拡大につなげることを目的としております。

中村副委員長 桃の種類がたくさんあるというのは、作っている私たちは承知していますが、出荷時期が早い品種では7月の頭から、遅いものでも温暖化が進んでいる関係

で、昔より出荷時期が早くなってきており、桃を作ることが難しくなっている中で、桃のことを知らない方に対してこの制度を活用して、桃の品種ごとの特徴なども広めていただくことは、非常にありがたいと感じます。

今回、品種ごとの特徴などに関する専門的な知識を有する方を桃ソムリエとして認定し、桃の魅力を高める取組を行うとのことですが、具体的にはどのように進めていくのかお伺いいたします。

柳澤販売・輸出支援課長 まず、桃に関する知識と発信力を備え、既に第一線で活躍しているパティシエや有識者などの多様な人材を名誉桃ソムリエとして年度当初に委嘱し、即戦力として活躍していただくことで、桃ソムリエ制度の認知度や関心を高めてまいります。

あわせて、桃ソムリエ認定制度を創設し、広く周知するとともに、桃の品種ごとの特性や栽培方法、歴史、文化、栄養成分などに関する知識を問う認定試験を秋に実施し、一定の水準を満たした方を桃ソムリエとして認定することといたします。

認定者には、直売所や観光農園、小売店などでの販売促進活動や、SNS等を活用した情報発信を通じ、品種ごとの特徴やおいしい食べ方などを消費者に広く紹介していただくこととしております。

中村副委員長 桃を食べるタイミングや、おいしい食べ方に関しては、私たちと違った目線で紹介していただけて、消費者にさらに桃に興味を持っていただけると感じました。

桃ソムリエ制度の創設とその活用によって、将来的にどのような効果が見込まれるのかをお聞かせください。

柳澤販売・輸出支援課長 今後は、JAグループなどと連携し、桃ソムリエの認知度向上を図るとともに、販売促進活動や各種イベントで積極的に活用し、本制度の全国展開を推進してまいります。

また、桃ソムリエの活用を通じまして、消費者が品種ごとの魅力を理解し、それぞれの個性を楽しむ文化を醸成することで、桃のブランド価値を高めて販路拡大、さらには桃の生産拡大につなげてまいります。

中村副委員長 福島県に桃の生産量で抜かれるという情報があり懸念しておりましたが、本制度の全国展開や、国外への積極的な輸出拡大について、進めていただきたいと思います。本事業に関しましては、全国初の取組として非常に話題性も高く、消費者や販売関係者の参加を促しながら、桃の品種ごとの魅力を深く掘り下げ、広く発信する仕組みとして、全国の桃産地の先駆けとなる取組として大いに期待しております。

この制度が早期に定着することで桃の付加価値が高まり、農業者の所得増加につなげていただけることを願いまして、質問を終わらせていただきます。

(水田再生活用促進事業費について)

伊藤委員 課別説明書の農の4ページ、水田再生活用促進事業費について、質問させていただきます。

先月、公表された2025年の農林業センサスの速報値によると、販売を目的とする水稻の農業経営体は、前回の2020年と比べて21.5%減少しており、生産力の強化は待ったなしの状態であります。

一方で、農業法人の規模拡大が進んでいるなど、新たな動きも見られることから、生産者の所得向上に向けた支援を速やかに行っていくことが、持続可能

な水稻生産の実現に重要であると思っております。

知事は所信表明で、にじのきらめきの生産拡大、観光事業者と連携した新たなマーケットの創出に向けた取組と併せて、水田の再編整備を強化すると、強く御発言されております。

そこで、まず初めに、県内の米の需給はどのような状況になっているのか、お伺いいたします。

對木食糧花き水産課長 12月12日に公表されました、本県における令和7年産の食用米の収穫量は、2万4,100トンとなっており、昨年産より400トン少なくなっている状況でございます。

一方、県内での需要については、農林水産省の食料需給表や、県の推計人口に基づいて計算したところ、年間消費推定量は、約4万2,000トンとなっております。

これらから、県内の自給率はおよそ60%となっており、県内生産だけでは米の需要を満たせていない状況となっております。

伊藤委員 次に、この事業では、栽培が行われなくなった水田に稲を作付して、水田機能の回復を図ると説明がありましたが、具体的にはどのような内容になっているのか、お伺いさせていただきます。

對木食糧花き水産課長 水田では、一旦、水稻の作付をやめてしまうと、数年後に再開しても、地力の低下や雑草が繁茂してしまった影響などから、病害虫が多発するなどにより収量が減少してまいります。

そのため、この事業により、栽培が行われなくなり生産性が低下した水田において、水稻の作付を再開し理想的な収量が得られる水準まで生産力を回復させるよう支援してまいります。

再生業務については、山梨県農業振興公社に委託して実施いたしまして、再生された水田は、農地中間管理機構を通じて、農業法人など意欲ある米の生産者へ貸付けをしております。

本事業の実施により、本県水田の維持・拡大が図られ、米の生産量の増加につながることを期待しております。

なお、再生過程で収穫された米については、現在、総合県民支援局で検討を進めている食料支援の仕組みを通じて、生活困窮世帯などへの寄附に活用する予定でございます。

伊藤委員 とても関心がある取組だと思いますので、最後に、本事業を通じて、今後の県内の水稻生産をどのような姿にしていきたいのか、お伺いします。

對木食糧花き水産課長 米は生活の根幹でございます。今年の夏の経験を踏まえまして、今後とも供給不足が起こるリスクがあると認識いたしまして、県民の不安を払拭するためには、米の絶対量を確保することが不可欠であります。

そのため、いかなる事態にも安定的に供給できる体制の構築が重要でございます。本県では、自給率向上に向けて生産量の維持・拡大は早急に対応すべき課題であると考えております。

この事業は、その対応の一環でございまして、事業実施によって水田の活用を円滑に進めまして、水田面積の減少に歯止めをかけ、米の生産量の増加につなげたいと考えております。

今後も、生産、流通、販売の三位一体の高度化を図り、いかなるときでも県民の消費に必要な米を供給できるよう、量的確保を進めてまいります。

- 清水委員 今の質問の関連で何点か質問させていただきます。
 まず、ウルチ米を中心にした食料用の米というのは、何種類あるのか教えていただけますか。
- 對木食糧花き水産課長 日本全体の品種の数ですが、1,000程度と認識しております。そのうち、本県では、およそ20品種が栽培されている状況でございます。
- 清水委員 先ほど、自給率60%という御説明でしたが、自給率にはカロリーベースや重量ベースで表現すると聞いたことがありますけれども、この60%というのは、重量ベースで表現した内容ということによろしいですか。
- 對木食糧花き水産課長 重量ベースになります。
- 清水委員 カロリーベースと重量ベースの使い分けを御説明いただけますか。
- 對木食糧花き水産課長 米の場合は炭水化物であるため、重量ベースでもカロリーベースでもパーセントで表すと同程度になりますので、今回の場合はカロリーベースでも60%程度になると思われま
- 清水委員 もう1点、米を作ってから出荷して消費されるまでには、非常に複雑な流通過程があると思います。自給率の分母と分子については、どの時点の数値を使って60%と算出しているのですか。
- 對木食糧花き水産課長 まず、年間消費推定量は約4万2,000トンと先ほど説明をいたしました
- が、国民一人当たりが米をどのくらい消費するのかという食料需給表を国が公表しておりますので、それに最新の県の推計人口をかけて約4万2,000トンと算出しております。
- 生産量については、国の統計数値で、最新の令和6年の数値を使用しており、これらの割り算により自給率を算出しております。
- 清水委員 国が示した数値ということですが、山梨県においては、例えば農協へ出荷した段階の数値、あるいは市場や店頭で消費された数値のような言い方をすると、どのようなイメージになりますか。
- 對木食糧花き水産課長 この統計については、農林水産省で公表している数値ですが、出荷というよりは、各水田で坪刈りをしたり、聞き取りをしたりすることにより、現場の数値をまとめたものになり、水田でどれだけ米が収穫できたかという数値であると理解をしております。
- 清水委員 この事業は大変重要な事業であると思い、大変注目しています。水田の再生ですが、一旦違うものに変えてから元に戻すというのは、土壌の中もがらっと変わってしまい、大変なことだと思っています。
- 水田の再生はどのようなスケジュールになりますか。
- 對木食糧花き水産課長 実際はその現場の水田の状況でかなり違うと思います。当然、何年もほかの作物を作っていれば、いわゆる土木的な再生も必要でしょうし、その上で、土の機能が落ちて、その再生をするために、今回、本事業を実施していくわけですが、数年、栽培しないだけで、収量が2割から3割程度落ちると言われておりますので、一作作ってどの程度の収穫量になるかは、田んぼによって

変わりますので、一概に答えるのは難しいと思います。この事業により、1年ごとに評価をして、ある水準に達したものを貸し付けていく流れになると思っています。

清水委員 現在、県内の未利用水田はどのくらいあるのかということと、その未利用水田は、全作付面積の何%に該当するのかについて、お話しいただけますか。

對木食糧花き水産課長 農林水産省の調査によりますと、令和5年に本県で再生利用可能な荒廃農地は1,769ヘクタールであり、そのうち約4分の1が水田でございます。

一方、令和7年度の推計を含む水稲作付面積は、全体で4,630ヘクタールとなっております。そのことから、未利用水田は全作付面積の9.6%に該当いたします。

清水委員 もう1点お尋ねしたいのですが、毎年、若い人が新規就農を行いたいということで、去年は340人程度がおりましたが、大変いいことだと思っています。しかし、その大半が果樹の方に流れており、このような再生をしたところに若い人が従事してほしいと思っています。

若い新規就農者に対して、今度、水田を再生するから頼むよといった連携を行っていく必要があると思いますけれども、今後はどのようにしていく予定ですか。

對木食糧花き水産課長 水田再生活活用促進事業で再生した水田については、若い就農者など、借受希望者とマッチングをして貸付けを進めてまいります。今回、事業を委託するのは山梨県農業振興公社でございます。農業振興公社は農地中間管理機構であり、農地の貸付けも実施しておりますので、農業振興公社と連携する中で、再生した水田につきましても、引き続きマッチングを行い、米の作付拡大には努めていきたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(果樹の改植事業について)

中村副委員長 先日、私の地元の笛吹市の春日居町の方から、「桃の改植事業は国の事業であると承知していますが、新しい桃を植える際に古い桃の木を切らなければなりません。桃、栗3年と言われており、切ってしまうと新しい桃を植えても3年間は収穫がなく、収入が減少し、実際に収入を得るには5年かかる。」とのお話がありました。こちらに関しては補助金があるということを知っていますが、補助対象期間は2年です。補助金に関しては非常にありがたいと思いますので、その期間を2年から3年や5年にしていただけませんか。

武井果樹・6次産業振興課長 果樹の改植事業につきましては、高品質化生産のために非常に重要であり、国の制度では、各産地が振興する優良品種への改植の支援を行っているところであります。

この改植事業につきましては、国が公益財団法人中央果実協会というところ

を業務事業者に指定をいたしまして、この協会が事業執行及び運用管理を行っております。この中央果実協会では、毎年事業制度の見直しに関する要望を受け付けておりますので、委員より御説明がありました果樹産地の農家の声につきましては、当協会に伝えまして、果樹農家が利用しやすいような制度への改善について、しっかりと働きかけを行っていきたくと考えております。

中村副委員長 私も地元の方にしっかり伝えて、県がこのような動きをしてくださるということ伝えておきます。

主な質疑等 産業政策部関係

※第101号 山梨県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例制定の件

質疑

久嶋委員 山梨県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例制定の件について、何点かお伺いします。

コロナ禍という未曾有の危機の中、県内事業者にとって、ゼロゼロ融資をはじめとする金融支援は、まさに命綱でした。

売上げが途絶え、先行きが見えない中で、資金繰りを支えたこの制度がなければ、多くの事業が立ち行かず、地域経済の基盤が崩れていたことは想像に難くありません。

当時は売上げが立たない中でも、人件費などの固定費を支払うため、やむを得ず融資に頼った事業者が多くありました。

こうした事業者の中には、収益性のある事業を営んでいるものの、企業体力を超える借入れをした結果、現在、その借入コストが利益を圧迫している状況もあるかと思えます。

県の事業再生支援は、こうした事業者の再生を促し、地域経済を守るために、今まさに事業者が安心して経営ができる環境整備が必要だと思えます。

そこで、条例案の詳細や条例制定による効果などについて伺います。

まず、条例案を提出するに至った背景と、今このタイミングで条例を制定する理由を教えてください。

山本産業振興課長 コロナ禍において資金繰り支援が中心であった中小企業者への金融支援策は、現在、一歩先を見据えた経営改善・事業再生支援フェーズに転換しており、早期の事業再生を支援するための制度基盤整備の重要性が高まってきております。

事業再生局面においては、当該事業者の事業が、成長の可能性が見込めるケースでは、金融機関や信用保証協会等が足並みをそろえ、迅速に事業再生支援を行う場合があり、信用保証協会に損失補償を行っている本県も協調して機動的な対応を行う必要があります。

国も、地方自治体の条例整備について働きかけを行っており、全国の自治体で同様の条例制定が進められております。

こうした課題を解決し、中小企業者の円滑な事業再生を支援するためには条例制定が必要であり、今議会に議案を提出することといたしました。

久嶋委員 背景は分かりましたが、事業再生の支援に使われるのは税金であるため、そ

れを念頭に置いて考えていただきたいということを踏まえ、条例制定により、各機関にどのようなメリットがあるのか、また、デメリットもあれば教えてください。

山本産業振興課長 各関係機関に共通するメリットとして、破産等の法的整理手続による場合よりも、多くの回収を得られるということがあります。

それは経済合理性と言いますが、経済合理性がない事業再生計画は、そもそも認められないので、事業再生をすることにより貸し付けた金融機関や、代位弁済した信用保証協会が、何もしないより多くの回収が見込まれることが大前提となっております。

具体的には、破産手続で会社の資産を売却し、そこから配当を受けるよりも、一部債権を放棄して経営再建を図るほうが、より多くの回収が期待できるということがあります。

また金融機関や信用保証協会としては、中小企業者の破産に伴う取引先企業の連鎖倒産を回避できるため、再生事業者やその取引先との金融取引・信用保証を維持していくことができるメリットがあります。

県におきましても、事業再生によって、信用保証協会に支払う損失補償が軽減されます。

何もしなければ100の代位弁済をするものが、事業再生支援をして、多くの回収ができれば、その代位弁済に応じて支払う損失補償も減りますので、県の財政負担が減ることになります。

さらに、中小企業者が再生することにより、雇用の維持や技術・サービスが地域に残ることによる地域経済の活力維持に伴う税収増や、雇用拡大のメリットも期待されます。

デメリットについては、想定はしていませんが、そのまま破産を待つよりも事業再生支援をしたほうが、そのステークホルダーにとっては回収が多く見込まれるというメリットに着目しております。

久嶋委員 条例（案）の第4条に議会への報告とありますが、何を報告するのでしょうか。

山本産業振興課長 4つの事項を報告事項として考えております。

1つ目が、信用保証協会が求償権放棄手続を完了した日。

2つ目が、信用保証協会が求償権の放棄等を行った額。

3つ目が、求償権の放棄等を行った額のうち、県の回収納付金相当額で、いわゆる県が放棄する額。

4つ目が、求償権の放棄等の承認を行った理由になります。

なお、事業再生という性質上、風評被害を防止する観点にも十分配慮する必要がありますため、具体的な企業名の報告は控えます。

また、報告時期は、原則として信用保証協会が求償権放棄手続を完了して、県でその報告を受けた後の議会を考えております。

久嶋委員 ぜひ県内経済が活性化し、雇用も守られる方向でよろしく願います。県内には、優れた技術や人材を持ちながらも、過剰債務に苦しむ企業が数多くあります。

こうした企業が再び立ち上がり、地域経済を牽引する存在となるためには、県の事業再生支援が欠かせないことがよく分かりました。

ぜひ、現場の声に寄り添いながら、スピード感と実効性を持って取り組んでいただきたいと思っております。

事業者の挑戦を支える県の姿勢に、心から期待をして終わります。

清水委員 今、説明があった経済合理性についてお尋ねしたいのですが、山梨県は常用雇用300人以下が99.9%であり、これが山梨県経済の屋台骨だと思いますので、このようなことを適用することにより健全化するのは大変いいことだと思いますが、この条例が施行されて、即適用しようと思われる企業はどのくらいありますか。

山本産業振興課長 これまでは、県が関与する事業再生案件がございませんでした。
事業再生の対象となるのは、県が保証協会に対して損失補償をしている融資案件になりますが、その損失補償がついている融資先が破産することによって、地域経済に大きな影響を及ぼす事業者はほとんどありませんでした。
久嶋委員の御質問にもありまして、コロナ禍にゼロゼロ融資がございまして、事業規模の大きい多くの事業者も融資を受けましたので、今後、優良な事業を営む事業者の代位弁済などの発生も懸念しておりまして、この条例が必要になるだろうと捉えております。具体的に何件あるかというのは想定し難い部分ではありますが、現在の融資残高の状況などを踏まえて、この条例の制定を御審議いただくことになりました。

清水委員 この条例が有効であるかという意味でお尋ねしましたが、この条例を知っていて手を挙げるところと、県がこの条例を周知して支援を行うことによる両方の歩み寄りによって、この条例の有効性は成り立つと思います。
今後、その方法はどのように行っていくのか。

山本産業振興課長 事業再生自体は、中小企業活性化協議会などが関与して、事業再生計画を策定するという事は、今までも県内で行われております。事業再生計画をつくるということは、貸付け元の金融機関が、財務状況や事業の内容を見て、これは中小企業活性化協議会などにおいて事業再生案件として進めたほうがいいのではないかと、勧めるケースが多いため、そのような形で上がってくるルートが想定されます。
この条例ができましたら、金融機関や信用保証協会などに周知をいたしますので、事業再生が見込める場合は、金融機関などから案内をされると考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第113号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第7号）第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑 (キャリアアップ・ユニバーシティ人材育成・就労支援モデル事業費について)

清水委員 キャリアアップ・ユニバーシティ人材育成・就労支援モデル事業費の2,000万円余について何点かお尋ねします。

非正規雇用労働者の正規雇用化とありますが、まず、言葉の基本的な使い方として、正規雇用と正社員という言葉について、山梨県としては使い分けていますか。

大森産業人材課長 事業に対する目的という点では使い分けをさせていただいているところでございます。

清水委員 非正規雇用の方たちに聞くと、フルタイムで働けないとか、あるいは別の仕事があることにより、働く人の側で非正規で働いているという方がいる一方、正規になりたいけれどもなれなくて、非正規で頑張っているという方がいて、本事業は後者の方をどのように正規化に持っていくのかという話だと思います。

非正規化になっているのは、その経営者がその経営方針の下で、その方の働く立場を決めていると思いますが、県が非正規を正規にするというプログラムを組んだので、さあ正規化をお願いしますというところがよく分からないのですけれども、経営者とはどのようなやり取りの上で成り立っている事業なのですか。

大森産業人材課長 経営者というよりも、雇用者に目を向けた事業でございまして、先ほど委員がおっしゃったように、正規で働きたくても働けない方がいらっしゃると聞いておりますので、本事業を構築したところでございます。

清水委員 非正規を正規にするために、オンライン講座を充実させる取組を行っていくのだと思いますが、その企業によって内容やレベルが専門分野も含めて全然違うと思います。本事業では、その辺のプログラムはどのような内容で行う予定なのでしょうか。

大森産業人材課長 今回の事業は、厚生労働省や労働政策研究機構の調査結果において、早期離職の要因として、人間関係や職場適応力の不足が上位に上げられております。これを踏まえまして、正規雇用に向けた職場定着の土台となる汎用的な力を身につけていただくために本事業を実施したいと考えております。

正規雇用に必要な基礎力というのは、具体的には次の4つになります。論理的に考える力、いわゆるロジカルシンキングと言われております。次に仕事の段取り力、いわゆるタスクマネジメントと言われるものです。次に報連相に代表されるコミュニケーション力、最後にIT、AIの基礎リテラシーです。

これらにつきましては、どの職場でも通用する、働くための基礎体力ということで考えておりまして、正規雇用を目指す必要なものであると思っております。

清水委員 今の4つの項目はもちろん基本的に重要ですが、企業によってはそれらは基礎であり、正規にするにはその上のレベルを求めたいというところもあると思います。これは次のステップとして事業化していくという理解でよろしいですか。

大森産業人材課長 そのとおりでございます。

清水委員 この事業の対象となる人数は、予定があればお話ししたいのですが。

大森産業人材課長 対象者は県内在住の非正規雇用や無職の方を対象に50人を想定しております。昨年度から女性デジタル事業を行っておりますが、そちらを20人で募

集したところ、当初、100人を超える応募がございましたので、補正予算を組ませていただき、応募して漏れた方について、事業に参加していただいているところがございます。

今年の6月に、生成AIの技術を身につけるための講座について補正予算を組ませていただいた際には、30人を募集したところ、40名程度の応募がございましたので、今回は50人を募集するというところで、少し拡大する形で人数を設定させていただきました。

清水委員 その講座の開催スケジュールをお聞かせいただけますか。

大森産業人材課長 講座につきましては、議決後に速やかに業者を決定いたしまして、講座の開講は4月の下旬から7月下旬頃までの3か月を想定しております。その後、就労支援を行う予定でございます。

離脱しがちな方でも学びの継続ができるように、オンラインを中心に講座を提供いたします。1回5分から10分の短い動画学習を基本にさせていただいて、視聴後の小テスト、復習というサイクルで小さな成功体験を積み重ねていくような設計となっているところがございます。

また、学習の継続を支えるために、必要に応じて学習担当者の面談やチャットなどを活用した伴走支援も併用してまいります。

清水委員 今回のスケジュールでは、4月から50人が講座を受け、その出来栄の評価はどのように行っていくのですか。

大森産業人材課長 50人のうち、御希望のある方全てに正規雇用化までの講座の提供と就労支援を行っていきたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑 なし

主な質疑等 観光文化・スポーツ部関係

※第113号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第7号）第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

（小瀬スポーツ公園管理運営委託費について）

中村副委員長 観の6ページの、小瀬スポーツ公園管理運営委託費115万5,000円について、そのほかの6ページや観の7ページにも記載されていますが、小瀬スポーツ公園以外の、緑が丘スポーツ公園、飯田野球場、御勅使南公園は、それぞれ賃金上昇に伴う増額があるのですけれども、小瀬スポーツ公園がなぜ入っていないのか教えてください。

石原スポーツ振興課総括課長補佐 今回の補正予算のうち、人件費分につきましては、原則として賃上げにより今年度当初に設定していた計画額を超えて支払う必要がある施設において、年度当初の計画額と今年度の支払い見込み額との差額を計上しているところです。

小瀬スポーツ公園につきましては、指定管理者への聞き取りを行ったところ、職員の賃上げはあるものの、正規職員の退職によりその代替としてアルバイトの雇用で対応したことにより、当初予定していた計画額の範囲内で収まる見込みであるということから、補正予算を計上していないところでございます。

中村副委員長 指定管理については、私も4年前に携わりましたが、その際は県の委託料が予想以上に減額されていたため、プロパー職員を削らなければ対応できない状況でした。今回、増額がなかったのも、先ほどの答弁のように、計画的に職員が入れられず、プロパー職員ではないアルバイトで対応したことによる根本的な理由があったと感じております。

また、山梨のスポーツの拠点の小瀬スポーツ公園であり、防災公園としての拠点でもありますので、アルバイトにそこを任せるとするのはなかなか難しいと感じております。

所管が異なるかもしれませんが、来年は指定管理者の切替えの年になりますので、委託料の算出については、ぜひそのようなところも踏まえて、当局としてしっかり指定管理者とのヒアリングなどを行い、ただ委託料を減額すればいいということがないようにしていただきたいと感じております。

県が本来は管理すべき県有施設を、民間の優れた知識を生かして運営するというのが指定管理者制度の考え方ですので、単にコストカットにならずに対応していただきたいと考えておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

石原スポーツ振興課総括課長補佐 前回、指定管理候補者を募集する際の委託料の基準額については、過去の実績や施設の特異要因を踏まえ、適切に積算していると考えているところです。

一方で、県有施設の管理においては、単に経費の削減が目的になるようであれば、安定的な施設管理運営ができないものと考えているところです。このため、今回の補正予算においても、今般の賃金上昇や物価高騰を受け、指定管理施設の適切かつ安定的な管理運営を確保するため、指定管理者に聞き取りを行う中で必要と認められる経費については、個別に指定管理料の増額を行っているところです。

引き続き、指定管理者と連携する中で、県有施設を安定的に運営できるよう努めてまいりたいと考えております。

中村副委員長 過剰な委託料の支払いは必要ないと思いますが、ぜひ、机上論にならず、現場の声をしっかり聞いていただいて、御対応いただきたいと思っております。

(信玄公祭りブラッシュアップ事業費について)

伊藤委員 課別説明書の観の2ページ、信玄公祭りブラッシュアップ事業費についてですが、これは先日、私からも本会議で一般質問させていただいた中で、知事からあらゆるキーワードが出たのですけれども、確認の意味も含めて質問させてください。

まずこれまで、信玄公祭りの魅力向上に向けて、どのような取組をしてきたのか、お伺いします。

相川観光振興監 昭和45年に第1回が開催された信玄公祭りは、平成7年から信玄公役に著名人を起用し集客力を高め、平成24年には世界最大の武者行列としてギネス認定を受けるなど、祭りの魅力や価値を向上させるため様々な取組を行ってまいりました。

第50回を迎えた令和5年には、信玄公役に初めて女性を起用したほか、多様性をテーマにしたパレードを実施するなど、50回の節目にふさわしい新しい魅力づくりに取り組みました。

今年の春に開催された第51回では、家族で楽しめる信玄公祭りをコンセプトに、子供向けの歴史講座や忍者体験を開催し、家族向けのコンテンツの充実を図るなど工夫を重ね、魅力向上に取り組んできたところでございます。

伊藤委員 今回、新しいキーワードとして万博や県内博覧会、各地域友好姉妹都市の歴史文化の発信などが出ました。また、メインイベントの甲州軍団出陣については、今までの軍事的なものから平和な未来をイメージするようなキーワードも出てきましたが、本事業の狙いをお伺いします。

相川観光振興監 これまでも魅力向上に取り組んできたところですが、本年実施した来場者アンケートや地域課題解決に取り組む若者グループとの意見交換の結果などから、甲府市以外の県民の関心が低いことや、若年層向けのコンテンツが不足しているということが課題として明らかになっていくところがございます。

そこで本事業では、県庁前庭において万博のような華やかな雰囲気の中で、市町村や姉妹友好地域の食や文化を紹介するPRブースの設置、地域の伝統芸能披露や国際色豊かなパフォーマンス、子供も参加できるステージイベントなど多彩な企画を展開する予定でございます。

また、出陣式や武者行列では、軍事的な面を強調するのではなく、平和を願い未来を切り開く山梨、挑戦する者が報われる山梨の姿を力強く表現するため、演出の専門家の協力を得てシナリオや演出に工夫を凝らします。

こうした取組により、来場者同士が地域や分野、世代を超えてつながることができる開かれた山梨の姿を強力に発信することを目指していきます。

伊藤委員 これから準備等を進めるとは思いますが、一ついいなと思ったのは、湖衣姫役を早めに決めて、新しいPR方法を行っていくこともあると思うのですが、先ほどの御答弁にあったように、どうしても甲府のお祭りという印象が強く、山梨を代表するお祭りになっていく必要があるかと思えます。そのような意味も込めて、今後どのような取組を行っていくのかお伺いします。

相川観光振興監 今回実施する事業におきましては、新たに実施する様々な取組について、来場者を対象に満足度調査を実施し、事業効果を丁寧に分析していきたいと思っております。

その上で、効果が期待できる取組については、次回以降の信玄公祭りに継承し、従来の祭りに新たな彩りと深みを加えた未来志向の信玄公祭りの実現に向けて、継続的に魅力向上に取り組んでまいりたいと思っております。

伊藤委員 ぜひ、湖衣姫役の方に各市町村を回っていただいたり、準備の状況をSNSなどを使って発信をしていくと、かなり関心が高くなると思っておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

清水委員 今の伊藤委員の関連質問をさせていただきます。
以前から信玄公祭りを見ていると、何かが足りないなとずっと思っております。

す。知事の答弁にもありましたが、戦いというイメージから平和のイメージにチェンジするということなので、平和のほうが少ない。

私の地元にはおみゆきさんというお祭りがあり、これはエンジニアとしての武田信玄を祭るお祭りです。武田信玄は治水技術を展開することにより、甲府盆地を平和、安定に導いた。これはものすごいことであるのに、そこが欠落しています。武将としての信玄と平和としての信玄があるのに、なぜ平和のほうが出てこないのかとずっと思っていました。

今回、この事業の中に新たな交流とあったため、そのようなことを期待をしていましたが、まだそこまでではないということなので、ぜひエンジニアとしての信玄を何かの形で企画してほしいと思います。

今の天皇陛下も信玄堤を視察に来ておりますので、それほどこの治水技術は価値のある技術であり、甲府盆地を守った礎がそこにあります。だからおみゆきさんというのは平和のお祭りであり、山梨県が行っている信玄公祭りは戦いのお祭りであるので、それらを融合して武田信玄を両方の面から評価できるお祭りにしていただきたいと思っています。その辺の見解をお尋ねいたします。

相川観光振興監 議員御指摘のとおり、信玄公は軍事面だけでなく、信玄堤など土木事業や経済政策などにおいても優れたリーダーシップを発揮しております。これまでの信玄公祭りは、出陣式や武者行列を通じて勇壮な甲州軍団の魅力を主に発信しており、内政面での功績は十分紹介できていなかった面があると思っております。

そこで次回の信玄公祭りでは、これまであまり知られていなかった信玄公の新たな魅力や平和な未来への思いを発信できるように取り組んでいきたいと思っております。

具体的には、演出の専門家の協力を得て出陣式や祭りの進行全体にも工夫を凝らすとともに、平和なメッセージを観客に分かりやすく伝えていきます。また、新たに設置する県庁前庭においては、信玄公の様々な功績を紹介するブースの設置などをできるか検討を進めてまいりたいと思っております。

清水委員

できるだけ早くそのような姿が見えるようお願いしたいと思います。

先ほど伊藤委員から話があったように、もっと全県的な動きになるようなムーブメントをどのように企画するのが、非常に重要なことだと思います。

そのために、例えばP2Gシステムやメディカル・デバイス・コリドー、ワインなど、いろいろなところで協定を結んでいるので、そのような交流の接点をこのお祭りにも反映させられないのか。お祭りだから観光部門だけでいいのではなく、お祭りであっても技術部門や農業部門でも参加するようなことを行っていくと、もっと多彩な内容のお祭りになるのではないかと考えております。そのような資源を山梨県は多様に持っているもので、それを全て信玄公祭りに集中すると、すごくユニークなお祭りになるのではないかと考えておりますが、最後にその辺の思いをお願いします。

相川観光振興監 例えば産業の分野では、今年11月にオープンした県のスタートアップ拠点であるCINOVAと連携して、県が支援している先進的な事業を紹介することや、あとは、先ほど委員からも御提案がありましたが、グリーン水素など県で連携している企業にも、信玄公祭りでの協働について、一緒に何かできないか働きかけを行ってまいりたいと考えております。

このように幅広い分野に働きかけを行いながら、県の取組が広く発信できるようなお祭りにしていきたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑 なし

主な質疑等 企業局関係

※所管事項

質疑 なし

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成並びに委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・閉会中の継続審査案件に関する調査の日時・場所等の決定は委員長に委任された。
- ・県内調査を1月中旬から2月上旬に実施することとし、詳細については後日通知することとした。
- ・本委員会が11月18日に実施した県内調査については、議長宛てにその報告を提出したことが報告された。

以 上

農政産業観光委員長 流石 恭史